

令和3年2月18日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
救急医療担当理事 高室 暁

新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いについて

標記の件につきまして、神奈川県医師会より通知がまいりましたので、お知らせ致します。

神奈川県医師会  
理事 田村 哲郎

新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いについて

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、日本医師会常任理事より別添のとおり周知依頼がございました。

本件は、別添1・別添2のとおり、消防庁予防課より都道府県消防防災主管部等に対し、新型コロナウイルス感染症対策のために臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いについて周知するとともに、柔軟な対応を依頼した旨、お知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係機関等への周知方につきご高配賜りますようお願いいたします。

お問い合わせ先

地域保健課 担当：石渡

横浜市中区富士見町3-1

TEL:045(241)7000 FAX:045(241)1464

E-mail: r-ishiwata@kanagawa.med.or.jp





(地495) (健II453)

令和3年1月29日

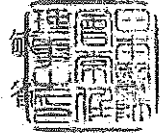
都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

釜 菴

橋 本



新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いについて

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）に対し、標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても情報提供がなされるとともに、了知方依頼がありました。

本件は、消防庁予防課から都道府県消防防災主管部長等に対する事務連絡の趣旨について、消防庁予防課から厚生労働省医政局総務課に対して示されたことについて、都道府県等の管内医療機関に対する周知を依頼するものです。

具体的には、臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いとして、別添1により質疑応答が取りまとめられたこと、並びに新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急の状況を踏まえ、消防法令の適用については、医療機関の状況に応じた最大限の柔軟な対応を図ることを別添2において依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、必要に応じて貴会管下関係機関等への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。





事務連絡  
令和3年1月27日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いについて（情報提供）

医療行政の推進、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、消防庁において、別添1、別添2のとおり、都道府県消防防災主管部等に対し、新型コロナウイルス感染症対策のために臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いについて周知するとともに、柔軟な対応が依頼されています。

別紙のとおり、各都道府県等に対して周知いたしましたので、ご了解おきいただきますよう、お願いいたします。

厚生労働省医政局総務課

（代表）03-5253-1111（内線：2518）

（直通）03-3595-2189

事 務 連 絡  
令 和 3 年 1 月 2 7 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いに係る周知について

医療行政の推進、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、消防庁において、別添のとおり、都道府県消防防災主管部等に対し、新型コロナウイルス感染症対策のために臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いについて周知するとともに、柔軟な対応が依頼されています。

別添の内容について留意されますとともに、貴管内医療機関に対して、周知方お願いいたします。

厚生労働省医政局総務課

(代表) 03-5253-1111 (内線 : 2518)

(直通) 03-3595-2189

令和3年1月27日  
事務連絡

厚生労働省医政局総務課 御中

消防庁予防課

新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いに係る周知について

新型コロナウイルス感染症対策のため、医療施設においては、臨時に医療用仮設ユニットを設けることや間仕切りを新たに設けること等の対応が行われる場合があると考えられるところ、これに伴い、消防法令で設置が義務づけられている消防用設備等につき、スプリンクラー設備や自動火災報知設備の未警戒部分などが生じる可能性があります。しかしながら、緊急の状況下においては、スプリンクラーヘッドや感知器などの増設工事等を行うことが、現実的でない場合が考えられます。

このような状況を踏まえ、各都道府県及び消防機関に対し、新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いについて、別添1により通知するとともに、これに限らず、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急の状況を踏まえ、消防法令の適用について、医療施設の状況に応じた最大限の柔軟な対応を図るよう、別添2により依頼していますので、お知らせします。

つきましては、各都道府県等の衛生主管部局及び医療機関等の関係者に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。

消防庁予防課設備係  
担当：羽田野、笠水上  
電話：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533

消防予第 422 号  
令和 2 年 12 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニット  
における消防用設備等の取扱いに係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の  
参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村 (消防  
の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対して、この旨周知していただきま  
すようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法 (昭和 22 年法律第 226 号) 第 37 条の規定に基づ  
く助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課設備係  
担当：羽田野、笠水上  
電話：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533

(用語の定義)

- 「令」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
- 「規則」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
- 「連動型住宅用防災警報器」・・ 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 17 年総務省令第 11 号）第 2 条第 4 号の 3 に規定する連動型住宅用防災警報器

問1 新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニット（天井及び壁により囲われた仮設の室で、医療機器を備え、臨時的に感染症患者を診察し、又は集中的な治療若しくは看護を行うための病室として利用するものをいう。以下「医療用仮設ユニット」という。）については、規則第13条第3項第7号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱ってよいか。

(答)

お見込みのとおり。

問2 医療用仮設ユニットの天井及び壁にダンボールやアクリル板が使用されている場合であっても、緊急の状況であることを考慮し、当該ダンボールやアクリル板が防災性能又は難燃性能を有するものについては、前問1と同様に取り扱ってよいか。

(答)

差し支えない。

問3 令第11条第2項の規定を適用し、屋内消火栓設備を設置していない防火対象物において、前問2の医療用仮設ユニットを設け、屋内消火栓設備の設置が必要と認められる場合であっても、緊急の状況であることを考慮して、令第32条の規定を適用し、引き続き、屋内消火栓設備を設置しないこととしてよいか。

(答)

差し支えない。

問4 自動火災報知設備の設置が義務付けられている防火対象物内に医療用仮設ユニットを設け、当該ユニット内に感知器の設置が必要と認められる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条の規定を適用し、感知器の設置を免除してもよいか。

- (1) 当該ユニットの使用時以外においては、医療機器その他の電源が遮断できるものであること。
- (2) ナースステーションその他看護師等の常駐場所（以下「ナースステーション等」という。）から直ちに駆け付け可能な位置に設けられていること（使用時において、当該ユニット内に医療関係者が常駐する場合を除く。）。
- (3) 当該ユニット内の状況をナースステーション等において24時間常時モニタリング可能なカメラ等の機器が設置されていること（使用時において、当該ユニット内に医療関係者が常駐する場合を除く。）。
- (4) 当該ユニットの内部及び外部直近にそれぞれ煙を感知する連動型住宅用防災警報器が設置され、火災を感知した場合は、相互に連動して、ナースステーション等で火災の覚知ができるよう措置されていること。
- (5) 当該仮設ユニットの直近に消火器が付加設置されていること。

(答)

差し支えない。

問5 医療用仮設ユニットを複数設ける場合、前問4(5)の消火器は、各ユニットの出入口から歩行距離10メートル以内にあるものについては、複数のユニットを兼用して付加設置するものとしてよいか。

(答)

差し支えない。

問6 放送設備の設置が義務付けられている防火対象物内に医療用仮設ユニットを設け、当該ユニット内にスピーカーの増設が必要と認められる場合であっても、次に掲げる(1)又は(2)の要件を満たすものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条の規定を適用し、スピーカーの増設を要しないこととしてよいか。

(1) 次の要件を満たすこと。

ア 当該ユニット内の状況をナースステーション等において24時間常時モニタリング可能なカメラ等の機器が設置されていること。

イ ナースステーション等から当該ユニット内の患者等に対し、火災が発生した旨を知らせることができる通話装置(当該ユニットがナースステーション等から直ちに駆け付け可能な位置以外の位置にあるときは、当該ユニット側において通話開始のための操作を要しないものに限る。)が設置されていること。

(2) 当該ユニット内における音圧が65デシベル以上となることが試験データ等により確認できること。

(答)

差し支えない。

問7 連結散水設備の設置が義務付けられている防火対象物の地階に医療用仮設ユニットを設け、当該ユニット内に散水ヘッドの設置が必要と認められる場合であっても、前問4(1)から(5)までに掲げる要件を満たすものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条を適用し、散水ヘッドの設置を免除してもよいか。

(答)

差し支えない。

問8 屋外に医療用仮設ユニットを設け、令第19条第2項の規定が適用されることにより、屋外消火栓設備の設置が必要と認められる場合であっても、前問4(1)及び(5)の要件を満たすものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条の規定を適用し、屋外消火栓設備の設置を免除してもよいか。

(答)

差し支えない。

問9 医療用仮設ユニット内に誘導灯の設置が必要と認められる場合であっても、次に掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に誘導標識が設置されているものについては、緊急の状況であることを考慮して、令第32条の規定を適用し、誘導灯の設置を免除してもよいか。

(1) 当該ユニットを防火対象物内に設ける場合にあつては、当該ユニット内における規則第28条の3第3項第1号ハに掲げる出入口

(2) 当該ユニットを屋外に設ける場合にあつては、当該ユニット内から直接屋外へ通ずる出入口

(答)

差し支えない。

令和3年1月27日  
消防予第20号

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・指定都市消防本部消防長 } 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための消防用設備等の取扱いに係る柔軟な  
対応について

新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対策のため臨時に設けられた医療用仮設ユニットにおける消防用設備等の取扱いに係る執務資料の送付について(通知)」(令和2年12月28日付消防予第422号)により通知したところです。

医療施設においては、これに限らず、新たに間仕切り等を設けること等により新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要が生じることが考えられますが、これに伴い、スプリンクラー設備や自動火災報知設備の未警戒部分などが生じる場合に、緊急の状況下においては、スプリンクラーヘッドや感知器などの増設工事等を行うことが現実的でない場合が考えられます。

こうした状況を踏まえ、引き続き、消防法令の適用について、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療施設の状況に応じた最大限の柔軟な対応を図るようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対して、この旨周知して頂きますようお願いいたします。

消防庁予防課設備係  
千葉、羽田野、笠水上  
電話：03-5253-7523  
FAX：03-5253-7533

## 消防法施行令

第三十二条 この節（消火設備の基準）の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

## 消防法施行規則

### 第十三条

3 令第十二条第二項第一号の総務省令で定める部分（スプリンクラーの設置先）は、次の各号に掲げる部分以外の部分とする。

七 手術室、分娩べん室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する室

